

# ロンドテニスドーム 会則

## 第1条) 名 称

本スクールは「ロンドテニスドーム」(以下「本スクール」という)と称します。

## 第2条) 所在地

本スクールの所在地は東村山栄町1丁目28番地とします。

## 第3条) 運 営

本スクールの運営は東村山栄町1丁目28番地株式会社ロンド・スポーツ(以下会社という)が行います。

## 第4条) 目 的

本スクールは、スポーツを通じて、健康体力作りや生きがいの創造に寄与し、会相互の親睦を図り、明朗健全なテニススクールとすることを目的とします。

## 第5条) 入会契約の締結及び手続き

本スクールは会員制とし、入会に際しては以下の手続きをとるものとします。

1. 本スクールに入会しようとする方は、本会則に基づく諸契約を会社と締結しなければなりません。
2. 会社は1.に際して、本会則等の契約書面を交付するものとします。
3. 本スクールに入会を希望する方は、所定の申込手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金及び会費等を会社に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。
4. 入会を希望する方は、入会申し込みに係わる必要事項について真実のものを記入しなければならないものとし、虚偽の記載をした場合には、本スクールは、入会を拒否し、入会承認後であっても会員資格の一時停止もしくは除名することができるものとします。
5. 会員は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障害の有無、種類を申し出る必要があるものとします。また、入会後に上記の申告内容に変更があった場合も速やかに申し出る必要があるものとします。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害については、本スクールは、一切の責任と損害賠償の請求を免れるものとします。

## 第6条) 会員の入会資格

本スクールの入会資格は以下のとおりとします。

1. 満4歳以上で、本会則及び本スクールの諸規定を遵守される方。但し、18歳未満の方は親権者の同意を得て入会できるものとします。
2. 会員においては、健康に異常がなく、本スクールのレッスンプログラムに堪え得ると認められた方。
3. 刺青等をしておらず、暴力団関係者でない方。
4. 会社が審査を行い、適当と認められた方。

## 第7条) 入会時の条件

入会時において、以下のような方には、必要書類を提出していただく場合があります。なお、外国籍の方が入会を希望される場合、主に安全管理上から、日常会話程度の日本語を理解できることを条件とします。

- ・WHO基準による最高血圧160mmHg 最低血圧100mmHgを超える方
- ・現在通院されている方
- ・その他本スクールが必要であると判断した方

## 第8条) 会員証

会社は会員に対して会員証を発行し、会員は以下のように会員証を扱うものとします。

1. 会員はスクール・施設を利用する際、会員証を提示しなければなりません。
2. 会員証は記名式とします。
3. 会員証は会員本人のみが使用し、他の方は使用できません。
4. 会員は、会員証を紛失した場合、速やかに会社に届け出、再発行の手続きをとるものとし、この際、所定の手数料を支払うものとします。
5. 会員は、本スクールを退会する際、会員証を速やかに会社に返還するものとします。

## 第9条) 会員名義の変更

本スクールは会員名義の変更はできません。

## 第10条) 入会金の取り扱い

入会金は、会員にこれを返還しないものとします。但しクーリングオフが適用される場合は、この限りではありません。

## 第11条) 会費の取り扱い

会員は、別途定める会費をスクール・施設利用の有無に関わらず、所定の方法により支払うものとします。

## 第12条) 入会金・会費・利用料・手数料の変更

1. 会社は、入会金・会費・利用料・手数料等を社会・経済情勢の変動など諸般の事由により会費を変更することができるものとします。
2. 1の場合、会社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

## 第13条) 営業時間・レッスン時間等、休業日の変更、臨時休業等

1. 本スクールの営業日及び営業時間は別に定めるものとします。
2. 諸般の事情により営業時間・休日を変更する場合、本スクールがこれを定めるものとします。
3. 会社は、次の理由により、施設の全部又は一部を臨時に休業もしくは使用を制限することがあります。
  - ・天災、地震等やむを得ない理由により施設を開場できないとき。
  - ・施設の補修又は改修をするとき。
4. 会社は、やむを得ない理由以外の場合、1カ月前までに会員に告知するものとします。

## 第14条) 会員の變更事項(身上變更など)

会員は、住所、連絡先その他入会申込時の記載事項に変更があった場合には、速やかに所定の書面にて会社に届け出るものとします。

## 第15条) 諸届の提出期限

休会、クラス変更、退会等諸届の提出期限は、本会則、及び「利用案内」等に明示します。締切日が休業日の場合は、前営業日を締切日とします。

## 第16条) 休 会

継続して1カ月以上(月初め～月終わり)休む場合には、休会しようとする月の前月15日までに所定の書面にて会社に「休会届」を提出するものとします。この際、会員は所定の休会費を支払うものとします。なお、休会中は現クラスの籍を確保できないものといたします。

## 第17条) クラス変更(クラスの増減含む)

クラス変更(もしくはクラスの増減)を希望する会員は、変更しようとする月の前月15日(15日が休業日である場合には、前営業日)までに所定の書面にて会社に「クラス変更届」を提出するものとします。但し、希望クラスが受け入れ可能な場合のみ受付するものとします。

## 第18条) 契約解除

1. 会員が本契約を解除しようとする時は、会員証を添付の上、解除しようとする月の15日迄に所定の書面にて会社に「退会届」を提出することで、「退会届」を提出した月の末日を以て解除できるものとします。この際、会員は、「退会届」を提出した当月分までの会費を支払うものとし、翌月以降の会費は免除されるものとします。尚、解除しようとする月の16日以降、月末最終営業日の期間に「退会届」を提出した場合には所定の手数料を支払うものとします。
2. 会員は、本会則に基づく契約を会社と締結し、別途定める利用開始月から8日を経過するまでは、無条件で書面により、会員契約を解除することができます。(クーリングオフ制度)
3. 会社は、やむを得ざる事情により会員との契約を解除せざるを得ない場合には、書面にて、会員に契約解除を通知するものとします。

#### 第19条) 会員資格の喪失

会員は、次の場合に会員資格を喪失し、自動的に契約を解除されるものとします。この場合会員は、翌月以降の会費を免除されるものとします。

1. 死亡
2. 除名

上記1、2の場合、会社は長期契約に基づき既納された会費がある場合には、未使用月分の会費を返還するものとします。

#### 第20条) 会員の除名要件

会員において、次の各事項に該当する行為があった場合、会社は会員資格を一時停止又は除名することができるものとします。

1. スクールの名誉を毀損する行為、他の会員に著しく迷惑となる行為があったとき。
2. 本会則及びその他の諸規定に違反したとき。
3. 会費・その他の諸費用を2ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じないとき。
4. 故意に施設・設備を破損したとき。
5. 本施設内において、会社の許可なく商行為、政治的・宗教的活動を行なったとき。
6. 入会に際し虚偽の申告を行なった時。又は入会資格に抵触したとき。
7. 会社が本クラブの会員として、ふさわしくないと判断したとき。

#### 第21条) 施設利用ができない方

本スクールにおいて、以下に該当する方の施設利用を禁止します。

1. 刺青・タトゥー(シール含む)のある方。暴力団関係者。
2. 伝染病等、他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
3. 一時的な筋肉の痙攣や意識障害などの症状を招く疾病を有する方。てんかん等卒倒性体質の方。
4. 医師により運動を禁じられた方。
5. 妊娠している方。
6. 飲酒されている方
7. 過去に会社より、除名の通告を受けた方。
8. 会社が審査を行い不相当と判断した方。

#### 第22条) 賠償責任

1. 会員ならびに会員の同伴者が、本スクールの利用に際して生じせしめた人的・物的事故、及び生じた盗難・紛失について、会社は一切損害賠償の責任を負いません。
2. 会員ならびに会員の同伴者が、本スクールの諸施設を利用中、自己の責に帰すべき事由により 会社又は第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償をしなければなりません。尚、会員ならびに会員の同伴者が未成年の場合は、その親権者が連帯して賠償しなければなりません。
3. 会員ならびに会員の同伴者が、本スクールの利用に際して発生した人的・物的事故について、会社に重大な過失がある場合には、会社が一定の補償をするものとします。

#### 第23条) 駐車場利用

本スクールの駐車場は本スクール利用時のみとし、それ以外の利用は認めないものとします。なお、駐車場で発生した盗難・障害、その他の事故について本スクールは一切の責任を負わないものとします。

#### 第24条) 諸規則の遵守義務

会員及び会社は、本会則及びその他の諸規定を遵守するものとします。

#### 第25条) 禁止事項

1. 許可無く撮影すること。
2. 許可無く物品の売買や個人レッスン等の営業行為や勧誘をすること。
3. 他人を誹謗、中傷すること。
4. 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
5. 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。

6. 施設内に落書きや造作をすること。
7. 動物を館内に持ち込むこと。
8. 危険物を館内に持ち込むこと。
9. 館内での喫煙。
10. その他、係員の指示に従わない行為。

#### 第26条) 本会則及びその他の規定の改正

本会則ならびにその他の諸規定の改正は、会社がこれを定めるものとし、その効力は全会員におよぶものとします。この際会社は、その内容をスクール内の所定の場所に掲示するものとします。

#### 附 則

本会則は平成9年1月1日より施行するものとします。  
本会則は令和5年1月1日より一部変更し施行するものとします。  
本会則は令和6年4月1日より一部変更し施行するものとします。